

# 訪問看護サービス契約書

医療保険・介護保険

有限会社アッシュ

訪問看護ステーション カラン



# 重要事項説明書 (訪問看護)

## 1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションカラン
所在地	愛知県一宮市小信中島字東鶴平 31 番地
事業所指定番号	2362290880
管理者	野尻 文
連絡先	TEL 0586-82-0855 FAX 0586-82-0070

## 2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します	6名(常勤) 6名(非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションを行います	0名(非常勤)
作業療法士		0名(常勤) 0名(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリを行います	0名(常勤) 0名(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います	1名(常勤) 0名(非常勤)

## 3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで	9:00~18:00 (電話対応 24時間)

※(医) 24時間対応加算      利用する      利用しない  
※(介) 緊急時訪問看護加算      利用する      利用しない

## 4. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)

- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 精神的ケアに関すること
- ⑧ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑨ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇨ 別紙参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者およびその家族から文書で同意を得るものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0586-82-0855
FAX 番号	0586-82-0070
代表者	野尻 文
その他	相談・苦情については、担当訪問看護師が対応します 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 担当者もしくは在籍看護師に引継ぎます

- その他、お住まいの市役所及び愛知県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

愛知県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：愛知県名古屋市東区泉 1-6-5
	電話番号：052-971-4165

	FAX 番号 : 052-962-8870
	対応時間 : 月曜日～金曜日 9 : 00～17:00
一宮市役所 福祉部 介護保険課	所在地 : 愛知県一宮市本町 2-5-6
	電話番号 : 0586-85-7017
	FAX 番号 : 0586-73-1019
	対応時間 : 月～金曜日 8 : 30～17 : 15

## 9. 運営法人の概要

事業者	有限会社 アッシュ
代表者	代表取締役 高瀬 香
所在地・連絡先	愛知県名古屋市中区大須 2 丁目 10 番 4 5 号
事業所	訪問看護ステーション カラン
連絡先	0586-82-0855

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明いたしました

令和 年 月 日

事業者 所在地 愛知県名古屋市中区大須 2 丁目 10 番 4 5 号

名称 有限会社 アッシュ

代表者 代表取締役 高瀬 香 (印)

事業所 所在地 愛知県一宮市小信中島東鴨平 31 番地

名称 訪問看護ステーション カラン

# 訪問看護サービス説明書

## 1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- 3) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

## 2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等のソフトの記録入力します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録をサービス終了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 3. 管理者

サービス提供の責任者は、次のとおりです。  
サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

**氏名： 野尻 文      連絡先： 0586-82-0855**

## 4. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- 4) 利用者負担金は、サービスを受けた翌日に請求書を発行し、毎月25日までに下記の銀行口座へお振込みをお願いいたします。尚、振り込み手数料はご利用者様負担となります。

### 【お振込み先】

**三菱 UFJ 銀行 小田井支店  
普通 4638775  
有限会社 アッシュ**

## 5. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。  
**連絡先： 訪問看護ステーション カラン**  
**電話： 0586-82-0855    FAX： 0586-82-0070**
- 2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。  
キャンセル料金    2,000円（ご連絡のない場合のみ）

## 6. その他

- 1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
  - ②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
  - ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

### ●利用料負担金（医療保険法定利用料）

<p>後期高齢者の対象の方</p>	<p>・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。</p> <table border="1" data-bbox="483 613 1343 891"> <tr> <td data-bbox="483 613 544 689">①</td> <td data-bbox="544 613 887 689">一般（②、③以外の方）</td> <td data-bbox="887 613 1042 689">一割負担</td> <td data-bbox="1042 613 1343 689">月額上限 18,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 689 544 815">②</td> <td data-bbox="544 689 887 815">市民税非課税世帯の方で 限度額適用・標準負担額 減額認定証をお持ちの方</td> <td data-bbox="887 689 1042 815">一割負担</td> <td data-bbox="1042 689 1343 815">月額上限 8,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 815 544 891">③</td> <td data-bbox="544 815 887 891">一定以上の方 ※</td> <td data-bbox="887 815 1042 891">三割負担</td> <td data-bbox="1042 815 1343 891">月額上限 44,400 円</td> </tr> </table> <p>※一定以上の方は、後期高齢者保険の窓口へ届け出てみとめられれば一割負担となる場合があります。</p>	①	一般（②、③以外の方）	一割負担	月額上限 18,000 円	②	市民税非課税世帯の方で 限度額適用・標準負担額 減額認定証をお持ちの方	一割負担	月額上限 8,000 円	③	一定以上の方 ※	三割負担	月額上限 44,400 円
①	一般（②、③以外の方）	一割負担	月額上限 18,000 円										
②	市民税非課税世帯の方で 限度額適用・標準負担額 減額認定証をお持ちの方	一割負担	月額上限 8,000 円										
③	一定以上の方 ※	三割負担	月額上限 44,400 円										
<p>前期高齢者の対象の方</p>	<p>・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年 4 月 1 日より、昭和 19（1944）年 4 月 2 日以降の誕生日の方は、70 歳の誕生日以降、自己負担割合が 2 割となりました。</li> <li>・70 歳の誕生月の翌月（ただし、各月 1 日が誕生日の人はその月）の診療から、医療費の自己負担割合が 2 割になります。</li> <li>・平成 26 年 3 月までに 70 歳以上になっている方（昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生）は 1 割負担のままとなります。</li> </ul>												
<p>一般の健康保険等</p>	<p>・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度心身障害者医療、自立支援医療、指定難病の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。</li> </ul> <p>◆1ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請されると、超えた金額が高額療養費として支給されます。</p> <p>※いずれも医療費控除の対象となります。</p>												

（注）医療保険対象外実費ご利用料については別紙料金表参照。

【説明確認欄】 サービス契約に当たり上記のとおり説明いたしました

令和 年 月 日

事業者 所在地 愛知県名古屋市中区大須 2 丁目 10 番 4 5 号  
名 称 有限会社 アッシュ  
代表者 代表取締役 高瀬 香 ⑧

事業所 所在地 愛知県一宮市小信中島東鶴平 31 番地  
名 称 訪問看護ステーション カラン

説明者 \_\_\_\_\_ 高瀬 香

## 訪問看護サービス契約書（医療保険用）

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」といいます）と、指定訪問看護事業者である訪問看護ステーションカラン（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、後期高齢者医療制度等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

### 第3条（訪問看護計画）

- 事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合、利用者に説明します。
- 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

### 第4条（主治医との関係）

- 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

### 第5条（サービス提供の記録等）

- 事業者は、サービスを提供した際には、予め定めた「訪問看護・リハ記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- 事業者は、「訪問看護・リハ記録書」等の記録をサービス終了日より、5年間はこれを適正に保存します。又、利用者本人から開示の求めがあった場合は、業務の支障がない時間に閲覧・謄写に応じ、実費負担により、写しを交付致します。

### 第6条（利用者負担金及びその滞納）

- サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2カ月分以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

#### **第7条（利用者の解約権）**

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

#### **第8条（事業者の解除権）**

- 1 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。
- 2 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

#### **第9条（契約の終了）**

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第7条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- 2 第8条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 3 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
  - (1) 利用者が長期にわたり医療施設に入院した場合
  - (2) 利用者が死亡した場合

#### **第10条（サービスの中止）**

天災などの事業者の責めに帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は、利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

#### **第11条（損害賠償）**

事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

#### **第12条（個人情報保護）**

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

#### **第13条（苦情対応）**

- 1 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

#### **第14条（契約外条項等）**

- 1 この契約及び後期高齢者医療制度等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、後期高齢者医療制度等に基づくサービスを対象としたものになり、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

## 居宅サービス契約書（訪問看護・介護保険）

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」といいます）と、有限会社アッシュ（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。
- 2 それぞれのサービス内容の詳細は、訪問看護計画書に記載のとおりです。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結日から介護保険有効期限満了日までとします。
- 2 上記の契約期間は、契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

### 第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、実績の入力を行います。
- 2 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対しいつでも第1項、第2項に規定する書面そのほかのサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求いたしません。

### 第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに訪問看護計画に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時

に限り、文書により契約を解除することが出来ます。

- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

#### 第6条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも1週間前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することが出来ます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

#### 第7条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することが出来ます。この場合には、事業者は、居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

#### 第8条（契約の終了）

利用者が介護保険施設等に入居し、または要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約が終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかに利用者に通知するものとします。

#### 第9条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 3 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

#### 第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者およびその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、ご家族代表者の個人情報を用いることが出来るものとします。

#### 第11条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は

国民健康保険団体連合に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

### 第12条（契約外条項等）

1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

医療保険、介護保険についての重要事項説明書・訪問看護サービス説明書・訪問看護契約書・料金表を同意し交付を受けました。

上記のとおり、訪問看護サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

（利用者） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

立会人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたって事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。

事業者 所在地 愛知県名古屋市中区大須2丁目10番45号

名 称 有限会社 アッシュ

代表者 代表取締役 高瀬 香 ⑨

# 個人情報使用同意書

私と家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1 利用目的

- (1) 介護福祉サービスの提供のため
- (2) サービス提供にあたって利用者またはその代理人に対して確認連絡などを行うため
- (3) 当該利用者の福祉サービスの向上のため
- (4) 事業者の請求事務、事故等の報告のため
- (5) 福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成のため

## 2 個人情報の提供

事業所は、障害福祉サービスを円滑に提供するため下記の事業者、機関等へ個人情報を提供することがあります。

- (1) 当該利用者のサービス担当者会議での連絡調整
- (2) 区福祉保健センター、相談支援事業所、居宅介護支援事業所等の関係機関との連絡調整
- (3) 法令に基づく場合

## 3 個人情報を使用する期間

居宅介護・重度訪問介護契約書の第2条に定める契約期間及び法令の定めるところによる当該契約の解約又は解除後の書類保存期間に相当する期間使用します。

令和 年 月 日

利用者（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） \_\_\_\_\_

代筆者（氏名） \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

家族代表（氏名） \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_